○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県新庄市大字萩野字大以良川二六三二、二七二四、二七二四の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県最上郡真室川町大字川ノ内字沢内山二八九〇の一、二八九一の一、二八九三の一、二九一二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県大田市静間町字三ノ谷奥一八〇四の一五・一八〇四の二二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字矢渕一の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市久之浜町久之浜字須賀二七の八・二八の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道空知郡奈井江町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

奈井江町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び奈井江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県西磐井郡平泉町平泉字南沢一九三の一四、一九三の五〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び平泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市・伊豆の国市・沼津市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十七日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県沼津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼津市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。